

TOPICS 01

平川市成人式を開催します（令和2年度延期分）

令和3年1月10日に開催予定であった「令和2年度平川市成人式」は、新型コロナウイルス感染症の影響から延期としていましたが、次のとおり開催することが決定しました。

開催日 8月14日(土)

場所 文化センター 文化ホール

●スケジュール ・受付…12:00 ・式典…12:40

※式典終了後に記念撮影があります。

※現時点の情報であり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、式典の中止や開催内容の変更などが予想されますので、市ホームページで最新情報を確認してください。

●対象者

平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で
 ・当初の開催日（令和3年1月10日）時点で平川市に住所があった方
 ・中学校卒業（平成28年3月31日）時点で平川市に住所があった方
 ※学校や仕事の関係などで、現在市外に住んでいる方でも出席できます。

●案内文書の送付について

対象者には、令和2年度に延期のお知らせを送付した住所へ、開催の案内文書を送付いたします。住所変更があった方はお知らせください。なお、案内文書がお手元に届かない場合でも出席可能です。



成人式の観覧について

成人式への入場は、新成人のみとさせていただきますので、ご了承ください。なお、式典の様子については、オンライン配信を予定しております。詳細は決まり次第、市ホームページや文化センター Facebook でお知らせします。

成人式への入場は、新成人のみとさせていただきますので、ご了承ください。なお、式典の様子については、オンライン配信を予定しております。詳細は決まり次第、市ホームページや文化センター Facebook でお知らせします。

[問合せ] 生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

平川市成人式の
実行委員を募集します

令和4年1月に開催予定の、成人式において企画・運営などに携わっていただく実行委員を募集します。新成人となられる皆さんの手で、自分たちの成人式を演出してみませんか。一生に一度の成人式です。みんなで話し合い、思い出に残る成人式にしましょう。

対象者

平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方
 ※原則として、市内の中学校を卒業または市内在住の新成人で、打合せに参加できる方に限ります。

活動内容

- ①打合せへの参加（成人式の企画・検討など）
- ②前日の会場設営や事前準備
- ③式典の運営
（司会・誓いのことば・参加者の受付など）

実行委員打合せ日程

10月から計4回程度、平日19:00頃から文化センターで開催予定です。

申込期限

8月20日(金)



[申込み・問合せ]

生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

TOPICS 02

国民健康保険税のおしらせ

■国民健康保険税とは？

皆さんが、病気やケガをした時の医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用として活用されます。1年間の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分を合計した金額です。①～③それぞれの税額は次の表から計算します。



■令和3年度の国民健康保険税率が決定しました

	課税対象	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
(a) 所得割	令和2年中の所得の課税対象額に対して	8.20%	2.75%	2.60%
(b) 資産割	令和3年度固定資産税のうち、土地・家屋にかかわる部分の額に対して	18.50%	7.00%	5.70%
(c) 均等割	被保険者1人あたり	23,800円	6,600円	9,000円
(d) 平等割	1世帯あたり	27,800円	10,000円	8,400円
課税限度額	①～③それぞれで、(a)～(d)の合計金額は課税限度額を上限とします	630,000円	190,000円	170,000円

■国民健康保険税の軽減判定基準が変わります

国民健康保険税は、世帯の所得額（※¹）に応じて均等割額（※²）と平均割額（※³）が軽減されます。

この軽減判定基準が、地方税法の改正による個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替など）に伴い、変更されます。

※¹…世帯主と国保加入者の所得の合計額 ※²…加入者1人につき課税 ※³…1世帯につき課税

軽減割合	世帯の所得額（年額）	
	令和2年度（変更前）	令和3年度（変更後）
7割	33万円以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数※ - 1) 以下
5割	33万円 + (被保険者数) × 28.5万円 以下	43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下
2割	33万円 + (被保険者数) × 52万円 以下	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下

※給与所得者等の数（給与所得者等が2人以上いる世帯に適用）

一定の給与所得者…給与収入が55万円を超える方

一定の公的年金などの支給を受ける方…（65歳未満）公的年金等収入金額が60万円を超える方
（65歳以上）公的年金等収入金額が125万円を超える方

【問合せ】 国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1251）

みんなで受けよう！ 特定健診



特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームを予防・早期発見することを目的とする健診です。市では、基本的な健診項目に6項目追加し、より充実した内容として実施しています。“自分の健康を守るため”年に1回は特定健診を受診しましょう！

追加
6項目

総コレステロール検査・クレアチニン検査
尿潜血・尿酸検査・心電図検査・貧血検査

① 平川市の特定健診対象者

市国保に加入されている30～74歳の方

※40歳以上の方は、がん検診も同時に受診できます。がん検診の種類などについてはお問合せください。

※社会保険の被扶養者の方も受診できます。料金などについてはお問合せください。

TOPICS 03

後期高齢者医療保険料のおしらせ

■保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、均等割額（被保険者が全員納める額）と所得割額（所得に応じて納める額）の合計で決定されます。

均等割額 44,400円	+	所得割額 基礎控除後の所得* ×8.30%	=	年間保険料 (100円未満は切り捨て) (賦課限度額：64万円)	※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。
-----------------	---	-----------------------------	---	--	---

■保険料の軽減基準と軽減割合が見直されました

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されますが、次のとおり変更になりました。

令和2年度（変更前）		令和3年度（変更後）	
軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計
7.75割	33万円以下	7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数* - 1）以下
7割	33万円以下かつ被保険者全員が所得0円の場合（ただし公的年金控除額は80万円として計算）		
5割	33万円+（被保険者数）×28.5万円以下	5割	43万円+（28.5万円×被保険者数）+ {10万円×（給与所得者等の数 - 1）} 以下
2割	33万円+（被保険者数）×52万円以下	2割	43万円+（52万円×被保険者数）+ {10万円×（給与所得者等の数 - 1）} 以下

※給与所得者等の数（給与所得者等が2人以上いる世帯に適用）

一定の給与所得者…給与収入が55万円を超える方

一定の公的年金などの支給を受ける方…（65歳未満）公的年金等収入金額が60万円を超える方
（65歳以上）公的年金等収入金額が125万円を超える方

■加入日の前日まで社会保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日まで、ご家族の社会保険（会社の健康保険や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額の負担が免除されるほか、加入してから2年間は均等割額が5割軽減されます。さらに、世帯の所得が低い場合は、均等割額の軽減（7割）が受けられます。



[問合せ] 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821、国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1251）

② 受診方法

各集会所などで行う集団検診と各医療機関で行う個別健診があります。受診を希望する方は各申込先にお申し込みください。

集団検診

特定健診・がん検診：無料
[申込先] 子育て健康課 健康推進係
※40歳未満の方は特定健診のみ受診できません。
※健診の日時、場所は、広報ひらかわ「健康ひろば」のページに毎月掲載しています。

個別健診

特定健診：無料
がん検診：平川診療所、碓ヶ関診療所で受診する場合は無料。その他の医療機関で受診する場合は一部負担があります。
[申込先] 受診を希望する医療機関
※受診できる医療機関については、対象者に一覧を送付していますのでご確認ください。

[問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111（内線1147）

TOPICS 04

介護保険料が変わりました

介護保険は、介護が必要な方やその家族が抱える介護の負担や不安を、社会全体で支える制度です。この制度は3年ごとに見直され、令和3年度は見直しの年度に当たります。

1 介護保険料を見直しました

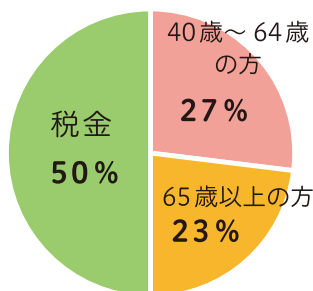
市では、新たに第8期平川市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定し、令和3年度からの3年間に必要と見込んだ介護サービスの量に応じて、介護保険料を見直しました。

令和5年度までの介護保険料基準額は月額6,800円で、昨年度より300円増加することとなりました。

2 介護保険料の負担割合

介護保険にかかる費用のうち、50%を介護保険料で負担、残りの50%を税金で負担することになっています。

介護保険料分50%のうち、65歳以上の方が負担する介護保険料は、23%となっています。



3 サービス利用時の自己負担割合

介護サービスを利用した際の負担割合は、かかった費用の1割～3割で、所得に応じて変わります。



令和3年度から5年度までの65歳以上の方の介護保険料

所得段階	対象となる方	割合	見直し前の 年額保険料 (月額保険料)	見直し後の 年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護受給者などで、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入等の額*が80万円以下の方	基準額×0.3	23,400円 (1,950円)	24,480円 (2,040円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入等の額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5	39,000円 (3,250円)	40,800円 (3,400円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税、かつ本人の前年の年金収入等の額が120万円を超える方	基準額×0.7	54,600円 (4,550円)	57,120円 (4,760円)
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の年金収入等の額が80万円以下の方	基準額×0.9	70,200円 (5,850円)	73,440円 (6,120円)
第5段階 (基準額)	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の年金収入等の額が80万円を超える方	基準額×1.0	78,000円 (6,500円)	81,600円 (6,800円)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額120万円未満の方	基準額×1.2	93,600円 (7,800円)	97,920円 (8,160円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	101,400円 (8,450円)	106,080円 (8,840円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	117,000円 (9,750円)	122,400円 (10,200円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.7	132,600円 (11,050円)	138,720円 (11,560円)

*年金収入等の額：公的年金収入金額＋合計所得金額（年金所得額を除く）

※令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、第1～第3段階の保険料率が低く設定されています。

【問合せ】 高齢介護課 介護保険係 ☎44-1111（内線1155）

TOPICS 05

ひとり親家庭など就業支援講習会 あなたの「やってみたい」を応援します！

ひとり親家庭の親または子、寡婦、寡夫の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

- 募集期間／7月16日(金)～8月13日(金)
 - 受講料／無料(教材費、各種試験などの受験料は本人負担)※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担です。
 - 申込方法／所定の申込書にてお申し込みください。
- ※写真添付(4×3cm)が必要です。申込書は子育て健康課子ども支援係の窓口にあります。
 ※受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。

— パソコン講習会 (個別指導) —

▶内容／全34時間(講習30時間・セミナーなど4時間程度)

- ①パソコン講習(ワード、エクセル、パワーポイント他)
 - ・受講生の希望やレベルに合わせた内容
 - ・検定試験は講習会終了後、希望する科目の選択により受験

②就活応援セミナー(開講日)

③ひとり親家庭生活支援懇話会(閉講日)

▶期間／9月13日(月)～12月13日(月)

▶時間／平日は10:00～21:00、土日は10:00～17:00

上記の時間中で各受講生とスクールとの調整により決定。

▶会場／株式会社JOY(弘前市大字松ヶ枝3丁目7-1) ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦、寡夫

▶定員／10人



— 調剤薬局事務講習会 —

▶内容／全24時間(12回)

- ①調剤薬局事務講習(21時間)
- ②就活応援セミナー
- ③支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会

▶期間／9月16日(木)～10月28日(木)までの毎週火曜日・木曜日

▶時間／18:30～20:30

▶会場／ニチイ学館弘前教室(弘前市大字表町2-11 アプリーズ4階)

▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦、寡夫

▶定員／10人



— 調理師試験準備講習会 —

▶内容／令和3年度調理師試験の受験対策

▶期間／9月6日(月)・7日(火) ▶時間／9:30～16:30

▶会場／弘前市民会館(弘前市大字下白銀町1-6)

▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦または寡夫で令和3年度調理師試験の受験申込みをされた方

▶定員／4人



— 介護職員初任者研修 —

▶内容／①介護職員初任者研修(平日日中の16回程度のスクーリング、自宅学習、レポート提出)

②支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会(必須)

▶期間／9月27日(月)～12月27日(月)の間の月曜日・水曜日

▶会場／ニチイ学館弘前教室(弘前市大字表町2-11 アプリーズ4階)

▶対象／ひとり親家庭の親や子、寡婦、寡夫 ▶定員／6人



[申込み・問合せ]

▷子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111(内線1151) ▷(公財)青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152

TOPICS 06

地震に強い建物が1万1,000円で診断できます

市では、住宅の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」を実施しています。



募集
件数 5件
(先着順)

申込
期限 11月30日(火)

●診断費用／自己負担額1万1,000円

※診断費用総額14万7,000円のうち13万6,000円は市が負担します。

※対象住宅の延べ面積が200㎡を超える場合は自己負担額が割増しになります。

●対象者

対象住宅を所有している方、またはその親族

●対象住宅／昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅

●必要書類

- ①申込書
- ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
- ④住宅の概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑤2面以上の外観写真
- ⑥建築物の所有者が確認できる書類（登記簿謄本、登記済証など）

Check

この事業を利用すると、住宅の建替え工事や耐震化の改修工事費用に支援を受けられる「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」を利用できます。

[問合せ] 施設建築課 施設建築第1係
☎44-1111 (内線2234)

TOPICS 07

耐震住宅への建替えで最大100万4,000円を支援します

市では、住宅の地震に対する安全性の向上を図るために、「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」を実施しています。



募集
件数 5件
(先着順)

申込
期限 10月29日(金)

●補助金額／建替え工事または耐震改修工事の耐震化にかかる費用の23%相当額で最大100万4,000円

●対象者／市内に住宅を所有し、その住宅に居住している方で、市税を滞納していない方

●対象住宅／昭和56年5月以前に建てられた木造一戸建て住宅で、耐震診断により評点が1.0未満と診断されたもの

●対象工事／既存住宅と同じ敷地内で行う建替え工事または耐震化のために補強を行う改修工事

●必要書類

- ①申込書
- ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③耐震診断結果報告書の写し
- ④青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事のみ）
- ⑤市税の納税証明書
- ⑥工事見積書（耐震化にかかる費用がわかるもの）
- ⑦工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ⑧その他の書類

Check

この事業を利用するには、対象となる住宅の耐震診断を行っていない必要があります。耐震診断については、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」を利用できます。

[問合せ] 施設建築課 施設建築第1係
☎44-1111 (内線2234)

TOPICS 08

ブロック塀などの耐震改修で最大12万円を支援します

市では、ブロック塀などの地震に対する安全性の向上を図るために、「平川市ブロック塀等耐震改修促進支援事業」を実施しています。

募集
件数5件
(先着順)申込
期限

11月30日(火)

●補助金額／最大12万円

●対象者／市税の滞納がなく、暴力団員でない方で、市内にブロック塀などを所有している方



●対象となるブロック塀

緊急輸送道路、避難路に面しているブロック塀で、耐震診断の結果、不適合の項目があったもの。

●対象工事

ブロック塀などの耐震改修工事または除却工事

●必要書類

- ・ 申込書
- ・ 誓約書兼同意書
- ・ 本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ・ 建築物の所有権者を確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
- ・ 市税の納税証明書
- ・ 工事見積書（耐震改修に要する経費がわかるもの）
- ・ 工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
- ・ 耐震改修計画
- ・ その他の書類

※耐震診断やブロック塀の点検など詳細については、市ホームページをご確認ください。

[問合せ] 施設建築課 施設建築第1係 ☎44-1111 (内線2234)

令和3年 春の叙勲・危険業務従事者叙勲 ～受章者をご紹介します～

旭日小綬章

地方自治功労

佐藤 雄さん

南田中地区 85歳



農業高校夜間部を卒業後、県内で先駆けて地元のりんご防除組合や水稻生産組合の設立にご尽力され、生産組合では、当時珍しかったトラクターなどを補助金に頼らず購入し、地域の農業の発展に取り組まれました。

地域の推薦で農業協同組合の理事を務め、昭和54年に尾上町議会議員へ立候補し、尾上町議会と平川市議会で、通算26年間にわたり議員を務められました。

「今回の叙勲の話聞いて、なんで私のようなものかと思いましたが、思い返すと長きにわたる議員生活の中でやることはやり切ったと、大変満足しています」と笑顔で話されました。

瑞宝単光章

防衛功労

奈良 銑二さん

苗生松地区 61歳



高校を卒業後、陸上自衛隊へ入隊。以来、36年に渡り、各種訓練・災害派遣など幅広い業務を遂行してきました。

平成16年のイラク復興支援で派遣された際には、人道・復興支援として道路の整備、学校や病院の整備、物資輸送の支援などにご尽力されました。また、平成23年の東日本大震災で大船渡市へ災害派遣された際には、人命救助や避難所の運営、物資の輸送支援などにあたられました。

今回の受章について、「危険業務に長年務めてきた功績が認められ、受章できたことは、大変光栄で身が引き締まる思いです。これからもこの思いを携えながら、頑張っていきたい」と話されました。